

平成 23 年 1 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社NFKホールディングス
代表者名 代表取締役社長 久保田 隆
(JASDAQ・コード6494)
問合せ先 役職・氏名 取締役 田中 耕
電話 045-575-8000

訴訟の判決に関するお知らせ

当社元代表取締役武田芳夫氏が当社に対して提起しておりました訴訟（以下、「本訴訟」）および、当社が当社元代表取締役武田芳夫氏に対して提起しておりました訴訟（以下、「反訴訟」）について、平成23年1月27日付にて東京地方裁判所より判決の言い渡しがありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

本訴訟につきましては、平成 20 年 8 月 20 日付「当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、当社元代表取締役武田芳夫氏（以下、「本訴原告」）より、当社の開示資料により名誉を毀損されたとして、①損害賠償請求ならびに②開示資料の削除・訂正、謝罪文の公表などを求めて提起されております。

反訴訟につきましては、平成21年9月4日付「当社元代表取締役に対する訴訟の提起に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、本訴原告が当社および当社子会社の取締役もしくは代表取締役としての在任期間中に、善管注意義務及び忠実義務に反して当社に損害を与えたとして、当社（以下、「反訴原告」）が 8 億 6 千 1 百万円の損害賠償請求を求めて訴訟を提起しております。

当社では本訴訟と反訴訟の全体を通じて、本訴原告の責任について争ってまいりました。

2. 関連開示資料

平成19年11月29日	当社開示
平成20年 1月28日	当社開示
平成20年 8月 1日	当該被告より前記2つの開示によって名誉を毀損されたとして、①損害賠償請求ならびに②開示資料の削除・訂正、謝罪文の公表などを求めて訴訟を提起される
平成20年 8月20日	「当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」を開示
平成21年 9月 4日	「当社元代表取締役に対する訴訟の提起に関するお知らせ」を開示

3. 判決言渡のあった裁判所及び年月日

東京地方裁判所 平成23年1月27日

4. 判決の内容

判決の概要は以下のとおりです。

- (1) 本訴原告の本訴請求をいずれも棄却する。
- (2) 反訴原告の反訴請求をいずれも棄却する。

5. 今後の見通し

本判決は、武田氏からの本訴請求を棄却する内容となっており、その点につきましては、当方の主張を認めていただいた内容となっておりますが、その一方で、当社からの反訴請求も棄却されており、その点においては当社の主張が認められてない内容となっております。

本判決の反訴部分に対する当社の今後の対応につきましては、当社の主張の正当性が認められるべく速やかに控訴する方針でございます。

なお、本判決の本訴部分に対して武田氏より控訴された場合については、原審に引き続き当社の主張の正当性を認められるよう訴訟活動を行う予定です。

今後公表すべき事項が発生した場合は速やかにお知らせいたします。

6. 業績への影響

本民事訴訟の判決が当社業績に与える影響はございません。

以上